

会 議 記 録

会 議 名 称		杉並区子ども・子育て会議（令和7年度第1回）
日 時		令和7年7月24日（金）19時00分～20時49分
場 所		杉並区役所 中棟5階 第3・4委員会室
出席者	委員名	大山会長、大村副会長、佐藤委員、宮内委員、正村委員、八記委員、倉田委員、手島委員、東郷委員、中島委員、山本委員、相澤委員、上原委員、小林委員、四童子委員、鈴木委員、渡邊委員、小口委員、笠井委員、
	事務局	子ども家庭部長、子ども家庭部管理課長、子ども政策担当課長、地域子育て支援課長、児童相談所設置準備課長（子ども家庭支援課長兼務）、保育課長、保育施設担当課長、学童クラブ整備担当課長、障害児支援課長（障害者施策課長兼務）、杉並保健所保健サービス課長
傍 聴 者 数		名
配 付 資 料 等		資料1 杉並区子ども・子育て会議委員名簿及び席次表 資料2 杉並区子ども・子育て会議事務局名簿 資料3－1 杉並区子ども・子育て会議条例 資料3－2 子ども・子育て支援法（抜粋） 資料4 令和7年度の主な議題とスケジュールについて（案） 資料5 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況（令和6年度分）に係る点検・評価の方法等について 資料6－1 子どもの権利の保障に関する施策の実施状況にかかる検証等について 資料6－2 「杉並区子どもの権利に関する条例」ができました！リーフレット 資料7－1 杉並区子ども家庭計画 資料7－2 杉並区子ども家庭計画（案）に対する区民等の意見及び区の考え方 資料7－3 杉並区子ども家庭計画（案）修正一覧 資料8 杉並区子どもと家庭の生活リーフレット 資料9 杉並区ひとり親家庭実態調査の実施について
会議次第		1 開会 2 区長挨拶 3 委嘱状交付 4 委員紹介 5 事務局紹介 6 会長選出 7 副会長選任 8 議題 （1）令和7年度の主な議題とスケジュールについて （2）子ども・子育て支援事業計画の進捗状況（令和6年度分）に係る点検・評価等について （3）子どもの権利の保障に関する施策の実施状況にかかる検証等に

	ついて 3 報告事項 (1) 杉並区子どもの権利に関する条例の施行について (2) 「杉並区子ども家庭計画」改定及びパブリックコメントの結果報告について (3) 杉並区子どもと家族の生活リーフレットについて (4) 杉並区ひとり親家庭の実態調査について 4 その他
子ども政策担当課長	それでは、定刻となりましたので、令和7年度第1回子ども・子育て会議を開会いたします。 開始に先立ちまして恐れ入りますが、事前に送付させていただいた資料のうち、会議次第の差替えがございますので、ご連絡させていただきます。 差替え分は席上に配付しておりますが、本日の議題のうち、一部の表記を修正しております。申し訳ございませんが、差替えをお願いいたします。 それでは、本日はお忙しい中、お集まりくださいますようお願いいたします。 私はこの会議を所管しております、子ども政策担当課長の松下と申します。会長・副会長選出までの間、司会進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、開会に当たりまして、副区長の白垣からご挨拶を申し上げます。
白垣副区長	皆さん、こんばんは。副区長の白垣でございます。 第7期子ども・子育て会議の開催に当たって一言ご挨拶を申し上げます。 まずもって、皆様には当該委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございました。今後区の子ども施策の充実に向けてお力添えを頂けますことを大変心強く思っております。 さて、ご存じの皆様も多いと思いますけれども、国におきましては、社会における子どもの状況を踏まえまして、令和5年12月に「こども大綱」を閣議決定いたしました。そして、この大綱の下、全ての子ども、そして若者が身体的、精神的、社会的に幸福な状態で生活することができる「こどもまんなか社会」の実現を目指して、「こどもまんなか実行計画」が現在定められております。 こうした国の動きを受けて本区におきましては、子どもが権利の主体として尊重され、安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るために本年1月に「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を策定しまして、さらに4月には「杉並区子どもの権利に関する条例」を施行いたしました。 今後基本方針、そして条例に基づく取組を通して杉並区基本構想が掲げる子ども分野の将来像、これは全ての子どもが自分らしく生きていくことができるまちというものですけれども、その実現を目指してまいりたいと考えております。 委員の皆様におかれましては、この基本構想の実現に向けて、それぞれのお立場から区が実施する子ども・子育てに関する様々な取組に対してぜひ忌憚のないご意見を頂戴できればと考えております。

	ということで、2年間の任期となりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。 簡単ではございますが、冒頭の挨拶に代えさせていただきます。
子ども政策担当課長	続きまして、委嘱状の交付でございます。 本来お一人ずつお渡しすべきところでございますが、時間の都合上席上に配付させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。 また、委員の任期でございますが、資料3-1として配付してございます「杉並区子ども・子育て会議条例」第4条第2項により、委嘱の日付から2年間となっております。2年間どうぞよろしくお願いいたします。 次に、資料1として「委員名簿」を配付してございます。恐れ入りますが、これから自己紹介を順番にお願いしたいと思います。 今年度は委員の任期満了による入れ替わり等があり、また、「子どもの権利に関する条例」の施行に伴い、子どもの権利の保障の観点から新たに推薦をお願いした団体がございまして、11名の方が新しい委員となります。委員の数が多くなってございますので、自己紹介の際はお名前と所属団体がございましたら、団体名、それとともに1分程度でご挨拶をお願いできればと思います。 それでは、資料1の裏面に席次表がございまして、恐れ入りますがお席の位置で佐藤委員から順にお願いできますでしょうか。 よろしくお願いします。
佐藤委員	皆様、こんばんは。非営利の一般社団法人シンママラボの代表理事をしております佐藤笑美里と申します。 私はシングルマザー支援の団体を運営しておりまして、私自身も今7歳の娘がいるシングルマザーです。 活動としては、独り親だったりシングルマザーの方向けに主にオンラインコミュニティを運営とか、あとは杉並区内でも対面のイベントとかを開催させていただいております。 シングルマザーの当事者としても、一母親としても、あとは区の独り親の皆さんのお声を届けられたらなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
宮内委員	区内の保護者代表として参加しています宮内と申します。 今回は2期目ということで、引き続きこの会議に参加できることをうれしく思っております。 私自身としては、都内の企業で会社員として勤めておりまして、娘が3人いるということで、5人家族で毎日ワイワイガヤガヤしながら、結構苦労しながら子育てしている現状でございます。 会社でも部下が育休ということでいなくなったりとか、時短勤務とか、いろいろなバックグラウンドを持った方に勤務させていただいております。そういったところも含めていろいろな視点でこの会議で意見を出したりとか、いろいろなことを聞ければと思っておりますので、2年間どうぞよろしくお願いいたします。
正村委員	杉並区立小学校PTA連合協議会から委員として派遣されました。今年度私自身は連合協議会の会長を務めております、正村と申します。よろしくお願いいたします。 個人的には子どもが私にも3人おりまして、一番上が中学1年生、真ん中が小学4年生、一番下がまだ保育園ということで、子育てに関しまして、中学校・小学校・保育園等幅広く意見を出せばいいなと思って

	おりますので、よろしくお願いいたします。
倉田委員	つどいの広場連絡会から参りました社会福祉法人八成グループ理事長をやっています倉田と申します。よろしくお願いいたします。 つどいの広場と言っても区内に3か所ありまして、我々の八成、井草地域と上荻地域、あと宮前と数は少ないのですけれども、そのエリアでつどいの広場を併設して一時預かり保育をやっております。 法人としては、ふれあいの家といって介護保険法が施行された年から八成小学校の1階で高齢者のデイサービス、続いて障害者支援ということで相談支援と今は重症心身児放課後等デイサービス、医療ケアが必要な子どもたちのデイもやっております。井草地域ではいろいろなことを受け付けて活動している団体でございます。 今回はつどいの広場、子育て支援ということで、あと産前産後支援ヘルパー等もやっています。3部門で活躍させていただいております。よろしくお願いいたします。
手島委員	社会福祉協議会の手島と申します。 社会福祉協議会は杉並区からファミリーサポート事業を受託してございます。もう30年ぐらいやっているのではないかと思います。それ以外に、子ども食堂のネットワークの事務局的な業務も担っております。今43がネットワークに加盟して、毎月活動しているのは40ぐらいの団体になっているかなと思っています。 常に皆様から「お金が足りない」「場所が何とかならないか」という声を頂戴しておりますので、そういった声を私の役目としては行政にしっかり届けていけたらなと思っておりますのでございます。よろしくお願いいたします。
東郷委員	杉並区私立保育園連盟の副会長をしております、頌栄しらゆり保育園の東郷と申します。 区内の私立保育園、認可保育園は160園ございます。保育園という場所は子どもたちが、一番には安心できる場所、そして自分たちがとても愛されて大切にされているのだと思える場所だと認識しております。 今回私も2期目になるのですけれども、引き続き子どもの権利について学びを深めて一緒に勉強させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。
中島委員	こんにちは。私は高井戸にある小規模保育所「ハーモニーキッズ」という小さい保育園をやっております、有限会社「ハーモニーキッズ」の中島と申します。 小規模保育園は地域型の認可保育園なのですけれども、それより前に認可外保育園をずっとやりおりまして、認可外保育園のほうは15年、もともとは目黒区で31年前に始めたのが認可外保育園です。 個人的なお話をしますと、私自身が4番目の末の息子が生まれて2か月で主人を亡くしているのです。その関係で子育ての中で思うこととか、その当時、31年前ですから、本当に預けるなんてとんでもないという時代でしたので、そういう時代をくぐり抜けて今小規模保育園という形でやりつつ、さらに、なぜ認可外を、はっきり言うてもうけにもならないような認可外を続けているのかとか、その辺のところも皆さんに分かっていただきたいと思うところがあり、今回初めてなのですけれども、皆さんの中に入れていただけるようになりました。 本当に31年、年数だけは長いのですけれども、認可外は隔絶された世

	界なので、こういう公の場に出るということは小規模ができたから、やっと区役所に出入りする機会が増えたという形ですので、これからさらに勉強させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
山本委員	皆様、こんばんは。私は杉並区私立幼稚園連合会から参りました山本秀行と申します。前任の有馬先生に替わりまして、今年度からどうぞよろしくお願いいたします。 私は杉並区の和田一丁目というところで、ほとんど中野みたいなところですけども、そこで学校法人山本学園明愛幼稚園というところで理事長をしております。理事長職にありますが、結構現場にいるタイプといえますか、ずっと保育にも入ったりという理事長でございます。 明愛幼稚園の運営をしながら、隣に社会福祉法人明愛会明愛保育園という保育園も運営しておりますので、その辺の立場からお話ができるかなというのと、皆様もお話しされていましたが、私も今、3歳の子どもがおりまして、その辺のことからも当事者としてお話ができるかなと。このタイミングでこのような会議にお招きいただいてことを大変ありがたく思っております。どうぞよろしくお願いいたします。
相澤委員	皆さん、こんにちは。子どもアドボカシーをすすめる会TOKYOの相澤と申します。よろしくお願いいたします。 私たちは「TOKYO」と名前がついていて、かなり大きく聞こえるかもしれませんが、実はこの区役所から1～2分のところにあります。今現在は杉並区を中心の子どもの権利条約の第12条にある意見表明権というものを保障する活動を地道に、一步一步進めている状況です。 私たちは12条を実現するための活動ではあるのですが、その根底にある子どもの権利というものを常に踏まえながら活動していきたいと、いつも考えております。お役に立てるように頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
上原委員	こんばんは。杉並区母親クラブ連絡会から来ました上原知子と申します。よろしくお願いいたします。 こういう大きな場所は初めてなもので、ちょっと緊張しております。母親クラブというと、あまり知らない方も多いかなと思うのですが、昔は児童館が杉並は小学校の隣に児童館があつてということで、そこを利用しているお母様たちで形成された母親クラブです。今は児童館も子ども・子育てプラザということで、私が所属している下高井戸もプラザに変わって、その中で参加している乳幼児のママさんたちとか、放課後居場所とかで各クラブの特色を生かして読み聞かせで活動している母親クラブもあれば、工作や手芸などを小学生や乳幼児のママさんたちに教えていたりとか、子育ての中でちょっとほっとする時間があればいいなと思ってボランティアをやっています。 先日はプラザ下高井戸で夏祭りがありまして、そこで乳幼児の親子さんに金魚釣りということで、折り紙で折った金魚を磁石でくっつけて釣ってもらいたいな、皆さん楽しんで参加されていました。 私もいろいろ勉強したいと思いますので、これからよろしくお願いいたします。
小林委員	こんばんは。小林三郎と申します。私は杉並区内に17ある青少年育成委員会を代表してやってきました。 地域の子どもたちに楽しい思いをしてもらって、思い出をつくってもらうような行事をたくさん計画しています。 すごく堅い文言がありまして、「有害環境パトロール」というものが

	あったのですけれども、それを「子ども安全パトロール」に変えてもらいました。先日も3つの小学校に分かれてパトロールに行ったのですけれども、公園のトイレが汚いし、和式なのです。今の子どもは和式を使えないのです。ですから、これを区にお願いして洋式に変えてもらって、あと、小学校の予備のトイレが運動場の横にあるのですが、あれも和式なのです。私は小学校で野球を教えているのですけれども、女子部員はそこでできないのです。ですから、学校の中の施設をお借りして洋式のトイレに入っています。 ですから、今どき和式というのは、我々は和式で育ちましたけれども、和式で育っていない子どもたちがたくさんいるので、子どもの権利でそういうものをやってもらいたいと思っています。ぜひ区のほうで検討していただければとありがたいと思います。
四童子委員	杉並区障害者団体連合会から参りました四童子と申します。 娘が区内の特別支援学校に通っております。私は障害児の保護者の立場からこの審議会で意見をお伝えできればと思っております。 どうぞよろしくお願いいたします。
鈴木委員	皆様、こんばんは。東京人権擁護委員協議会杉並地区委員会所属で鈴木知徳と申します。 私は長く杉並区立小学校で教員をしておりまして、最後は杉並区第一小学校で退職をしました。今は孫が3人杉並区立学校に通っていますので、若干子育てにも関わりながら過ごしています。何かお役に立てればということで、どうぞよろしくお願いいたします。
渡邊委員	民生児童委員から来ました。成田地区の主任児童委員の渡邊と申します。 3人の子育てを終えて随分たちますけれども、主任児童員をやっている、どうしても今のお母様方とだんだん年齢的に乖離していきますので、10年ほど前から保育園にも勤めさせていただきながら主任児童委員をさせていただいています。 とにかく、子どもを取り巻く環境というとなんとか一言で終わってしまうのですけれども、そういうのが激変しているのを肌で感じていることもあります。私自身、いろいろ地域の活動に関わらせていただいているのですけれども、「すぎなみ大人塾」というところから派生した「O g i L O V E」という地域団体をその方たちと立ち上げて、子どもたちの自己肯定感を高めるためとかというすごい目的をあれするために。地域の子どもたちと活動しながら日々行っています。 先ほど小林さんが和式のトイレの話をしていましたけれども、私の地域が西田小のところで、近隣保育園の第三者委員も何園かさせていただいているのですけれども、園が増えて小さいところのお庭でも園が許可になっていると、園の運動会を小学校の体育会ですのです。そうすると、今の園舎はみんな新しいので全部洋式なのですけれども、運動会で外のおトイレを使うと「落ちそうだ」とか、そういう話を第三者運営委員会に行くと声があります。園によってはうまく校舎の中の一番近いおトイレを使う園もあれば、でもそれが分からなくて、園長先生が替わったりすると、それができないとっていて、どうしても外のおトイレを使っていたとか。そうすると、それがなくて近くの区立の公園のほうで立派なトイレがあるので、わざわざ近くの公園のトイレを使うとか。それはちょっとどうかなとか思ったりして、先ほどのそういう細かい話、それだと思って聞いていたのですけれども、そういうこととかも

	いろいろ具体的なこととか大きいことがいろいろあると思いますけれども、自分も勉強しながら、そしてもしお伝えできることがあればと思って参加させていただくことになりました。よろしくお願いいたします。
小口委員	皆様、こんばんは。杉並区医師会から参りました小口と申します。私は下井草で小児科医院を経営しております小児科医です。 医師会の理事は2年前からさせていただいてまして、学校保健担当理事ということで、主に学校保健に関わる仕事をこの2年間してまいりました。医療関係者という立場から何かお役に立てればと思っております。よろしくお願いいたします。 1回目から大変申し訳ないのですが、今日はこの後理事会に行かなければならないので、途中で退室させていただきます。申し訳ありません。
笹井委員	皆様、こんばんは。歯科医師会から参りました笹井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 歯科医師会では1歳半健診とか3歳児健診、あと、保育園健診とかをそれぞれ割り振って、皆様やったださっております。ほかの地域に比べれば、健診の後にどういう対応をしたほうがいいのかということは、とても細かく見てくださっていますので、今はその対応がすばらしいというのが、その後のカンファレンスを通して自分自身で思っています。 今年度になるのですが、コロナが明けましたので歯科医師会としては今度9月だと思っておりますけれども、タウンセブンの屋上の、多分コロナの会場だったところで歯の相談をしますので、パンフレットとかで周知する予定です。もし機会がありましたら皆さん、いらっしゃってください。 あと、11月に保健所で良い歯の関連のことでいろいろな催し物をしますので、もしお時間があるようでしたらぜひいらっしゃってください。よろしくお願いいたします。
大村委員	浦和大学に勤めております大村あかねと申します。 私は専門が保育ですけれども、よく学生を連れていろいろな保育現場を見せていただきに行きます。最近は外国ルーツのお子さんがたくさんいらっしゃる保育園に何うことがあって、なかなか言葉が通じない中でも一生懸命先生方が保育されています。それこそ認可外の保育所だと補助金も少ない中ですごく頑張っているのを見かけることがあって、やはり生まれた地域でどの子も幸せになることが大事だなと思いつながりながら過ごさせていただいています。 今期2期目になりますが、幼少期だけではなくて、それ以降の子どもたちの育ちというところについても皆さんからいろいろなご意見を伺って、私も勉強させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。
大山委員	明治大学の大山と申します。よろしくお願いいたします。 3月までは杉並区にある高千穂大学というところで教員をしていましたが、縁がありまして4月からは明治大学に移らせていただきました。 専門職大学院のガバナンス研究科という、愛称としては公共政策大学院と言ったほうが通りがよいのではないかなと思います。私学としては唯一の専門職大学院で、地方議員の方であったりとか、あるいは行政職員の方、あるいは行政関係のお仕事をされている民間企業の方などが学ぶ社会人大学です。社会福祉政策全般を教えているという立場にな

	ります。 2期目になります。どうぞよろしくお願いいたします。
子ども政策担当課長	委員の皆様、ありがとうございました。 続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。 資料2を御覧いただきまして、紙面に下線が引いてある職員が異動者となります。この名簿に従いまして順次自己紹介をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
子ども家庭部長	皆さん、こんばんは。子ども家庭部長の松沢と申します。 本日はお越しいただき、また、委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。これから任期の2年間、よろしくお願いいたします。 この子ども・子育て会議でございますが、区の子ども・子育て分野における施策を進めるに当たり、区民の皆様の意見を聞く非常に大事な場と認識しております。 副区長の白垣からも話をさせていただきましたとおり、「こどもまんなか社会」の実現に向けて国や東京都が取り組んでいる中で、杉並区におきましても今年に入り、「子どもの居場所づくり基本方針」の策定や、「子どもの権利条例」を制定して取組を進めているところでございます。 この子どもの権利条例に基づき、子どもの権利保障に関する施策に係る取組内容を皆様に報告させていただき、意見を聞いていこうと考えております。 委員からお話がありましたように、トイレの問題など、身近な話題から気づきを得て、取組に反映させていきたいと思っております。 トイレにつきましては、学校等におきまして和式トイレの洋式化を進めているほか、公園等を含めてトイレの洋式化ということは、区も課題意識を持って取り組んでいるところでございます。 本日は公園部門がいませんが、子ども家庭分野に関わるもの以外にも意見があった場合につきましては、関係部署と共有をした上で施策に反映できるものは反映する、といった姿勢で取り組んでまいりたいと思っております。 本日、皆さんの意見を様々頂戴しながら区の施策に反映させていく、子どもの最善の利益を考慮するという観点で、よりよい政策をつくるために生かしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
子ども家庭部管理課長	皆様、こんばんは。子ども家庭部管理課長の倉島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
子ども政策担当課長	改めまして、子ども政策担当課長をしております松下と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
地域子育て支援課長	こんばんは。この4月に着任いたしました地域子育て支援課長の門倉と申します。よろしくお願いいたします。
児童相談所設置準備課長	皆さん、こんばんは。児童相談所設置準備課長と子ども家庭支援課長をしております三浦と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
保育課長	保育課長の青木です。どうぞよろしくお願いいたします。
保育施設担当課長	皆様、こんばんは。保育施設担当課長、森田と申します。私も4月からの着任になります。どうぞよろしくお願いいたします。
学童クラブ整備担当課長	こんばんは。私は名簿の8番の学童クラブ整備担当課長の千葉と申します。名簿の7番で児童青少年課長の有吉という者が今年度異動で児童

	青少年課長に着任しておりますが、今日はどうしても外せない予定がございますして欠席となっております。よろしくお願いいたします。
障害者児支援担当課長	名簿9番の障害者児支援担当課長の矢花と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
保健サービス課長	こんばんは。保健サービス課長の太石と申します。よろしくお願いいたします。
子ども政策担当課長	ここで副区長は公務のため、退席させていただきます。
白垣副区長	皆さん、よろしくお願いいたします。
子ども政策担当課長	次に会長の選出に移ります。 会長は条例第5条第1項により、委員の互選により定めることになっております。皆様、いかがいたしましょうか。
手島委員	推薦という形を採らせていただければと思います。これまで2年間この会議の会長をお努めいただいた大山委員を推薦できればと思っております。この2年間いろいろな制度が変わったりする中で、この会議をしっかりと円滑に運営されたということが大きな理由でございます。よろしくお願いいたしますと思います。
子ども政策担当課長	ありがとうございます。 ただいま大山委員を推薦する声がありましたが、皆さん、ご承認いただけますでしょうか。 (拍手) ありがとうございます。それでは、大山委員に当会議の会長をお願いすることといたします。 大山委員、会長席にご移動いただきますでしょうか。 (大山委員、会長席に移動) そうしましたら、会長から一言ご挨拶をお願いできますでしょうか。
大山会長	ただいま会長に指名いただきました大山と申します。今まで2年間ここで見知った委員の方もいらっしゃると思いますが、かなり多くの方をお迎えして、また新たな気持ちで、この会議は大変重要な会議だという認識を持っております。 子どもたち一人一人の実態に耳を傾けて、その代弁者として皆さんはこの場にお座りいただいているという認識で、事務局の行政の方々も今までもしっかりとその声を受け止めて施策を進めてきてくださったと認識しておりますが、さらにその取組が加速できるように微力ながら会長の職を務めさせていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。
子ども政策担当課長	続きまして、副会長の専任を行います。 副会長は条例第5条第3項により、会長の指名によることとなっております。大山会長にご指名をお願いいたします。
大山会長	それでは、私のほうでは前回2年間大村委員に副会長を務めていただきましたので、引き続きお願いできればと考えております。 いかがでしょうか。 (拍手)
子ども政策担当課長	ありがとうございました。そうしましたら、ご承認ということで、大村委員に当会議の副会長をお願いいたします。 大村委員、副会長席にご移動してください。 (大村委員、副会長席に移動)

	そうしましたら、副会長からも一言ご挨拶をお願いいたします。
大村副会長	2年間副会長を務めさせていただいたのですが、大山先生のすばらしい采配でいつも会議を進めていただいて、私は見ているばかりだったのですけれども、本年度は子どもの意見の表明とか子どもの権利について特に重点的に議論することになるのかなと思っております。私自身もそういうことについて考えることがとても多くなってきたと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
子ども政策担当課長	ありがとうございます。 それでは、これ以降の進行は大山会長をお願いいたします。
大山会長	それでは、議題に入る前に事務局から連絡事項や資料の確認をお願いいたします。
子ども政策担当課長	そうしましたら、説明に入ります前に定足数の確認をさせていただきます。 定足数につきましては、条例第6条第2項より、委員の半数以上の出席で成立いたします。本日は高田委員と八記委員がまだお見えになっていないということでございますが、委員の半分以上の出席がございますので、有効に成立しております。 それでは、初めに新任の委員の方もいらっしゃいますので、当会議について改めてご説明させていただきます。 資料3-1及び資料3-2を御覧ください。 当会議は子ども・子育て支援法第72条に基づき、各区市町村の条例により設置されている会議でございます。 また、同条に基づきまして、特定教育保育施設の利用定員及び特定地域型保育事業の利用定員の設定、子ども・子育て支援事業計画の策定等に関することについて調査審議する合議制の機関でございます。 また、今年度から杉並区子どもの権利に関する条例第11条に基づき、子どもの権利の保障に関する施策の実施状況についても調査審議する機関となっております。 このため、当会議においては、区の子育て施策に関わる取組の進捗状況等を適宜ご報告するとともに、ご意見等を頂き、必要な点検・評価等を行っていくものでございます。 続いて資料の確認をさせていただきます。 これまでにご確認いただきました資料1から資料3-2までのほか、事前にお送りしました資料5「子ども・子育て支援事業計画の進捗状況（令和6年度分）に係る点検・評価の方法等について」、資料6-2「子どもの権利に関する条例」のリーフレット、冊子となります資料7-1「杉並区子ども家庭計画」、資料7-2「杉並区子ども家庭計画（案）に対する区民等の意見及び区の考え方」、資料7-3「杉並区子ども家庭計画（案）修正一覧」、資料8「杉並区子どもと家庭の生活」リーフレット。資料9「杉並区ひとり親家庭実態調査の実施について」となっております。 そのほかに席上配付の資料としまして、資料4「令和7年度の主な議題とスケジュールについて」案、資料6-1「子どもの権利の保障に関する施策の実施状況に係る検証等について」。それと、資料番号は特にござませんが、「令和7年9月1日スタート 杉並区子どもの権利相談・救済窓口」というリーフレット、こちらをお配りしております。不足等

	はございませんが。 次に、本日の会議につきましては、会議記録の作成のために録音をさせていただきますいておりますが、録音した音声そのものは公表しませんので、ご了承ください。また、会議記録につきましては、発言の要旨を記録する形でまとめます。委員の皆様には内容の確認をしていただいた後、区のホームページ上で公表します。会議終了後3週間以内をめどに公表してまいりますので、内容の確認についてはタイトなスケジュールでお願いすることになるかと思いますが、ご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。 長くなりましたが、事務局からは以上です。
大山会長	それでは、議事に入ります。 まずは議題1「令和7年度の主な議題とスケジュールについて」、説明をお願いいたします。
子ども政策担当課長	そうしましたら、議題1について説明をさせていただきたいと思います。 資料4を御覧ください。本日の第1回の会議では、1年度を通した全体の会議スケジュールをお示しさせていただきます。 本年度、本日を含め会議は全部で4回の開催を予定しております。 主な議題としましては、子ども・子育て支援事業計画の点検・評価についてと、子どもの権利の保障に関する施策の実施状況にかかる検証についてでございます。 それぞれの内容については、次の議題となりますので、ここではスケジュールについてのご説明をいたします。 まず、本日の第1回の会議では、子ども・子育て支援事業計画の点検・評価と子どもの権利の保障に関する施策の実施状況に係る検証等につきまして、その方法についてのご説明をさせていただきます。 その後、子ども・子育て支援事業計画について令和6年度の実績に係る事業の点検・評価を実施し、11月に予定しております第2回の会議では点検・評価及び令和7年4月の教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員の設定について意見徴収をさせていただく予定です。 また、子どもの権利の保障に関する施策の実施状況の検証については、子どもからも意見を聞くこととなっておりますので、子どもワークショップの中で検証方法等について意見を聞き、第3回会議でご報告させていただきますと考えています。 この資料に記載いたしました内容につきましては、主な議題となりますので、各回の会議ではこれまでと同様に各種の子ども・子育て支援施策につきまして報告や意見聴取をさせていただきたいと思っております。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。 議題1について私からは以上でございます。
大山会長	全体のスケジュールについて説明していただきました。 今年度は例年実施している、子ども・子育て支援事業計画の進捗状況にかかる点検・評価の方法についてと、それから令和7年4月に施行された「子どもの権利に関する条例」に基づく子どもの権利の保障に関する施策の実施状況にかかる検証についてを話し合うという内容でした。それぞれの内容につきましては、次の議題で説明をさせていただきます。 スケジュールにつきましてご質問がありましたら、お願いいたします。

	よろしいでしょうか。 それでは本件については了承という形にいたします。 次に、2つ目の議題について説明をお願いいたします。
子ども政策担当課長	続きまして、議題2についてご説明をさせていただきます。 資料5と資料7-1の冊子をご用意いただければと思います。 初めに資料5の1「子ども・子育て支援事業計画について」は、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について需給計画であり、5年を1期として全区市町村で策定することとされているものです。計画の実施状況については、毎年度点検・評価を行い、結果を公表することとされてございます。 こうしたことを踏まえまして、区では子ども家庭計画に包含する形で子ども・子育て支援事業計画を策定してございます。 資料7-1を御覧いただきますと、ページの表示が内側に入ってしまった関係でページが大変見づらくて恐縮なのですが、77ページから第4章となっております。こちらが子ども・子育て支援事業計画となっております。 令和6年度に第2期の計画期間が終了したことから、令和7年度、今年度から11年度までを計画期間とする第3期計画を策定したところでございます。 次に、2の「点検・評価の目的」となりますが、子ども・子育て支援事業計画の着実な推進を図るために子ども・子育て会議の意見をお聞きし、毎年度におけるこの計画の進捗状況を点検・評価することにより、その結果を受けて必要な措置を講じていくものでございます。 次に3の「点検・評価の方法」について確認をさせていただきます。 先ほど資料7-1で御覧いただいた計画は、第3期計画となりますが、今年度は令和6年度分の実績について点検・評価を行いますので、第2期計画の最終年度の点検・評価を行うことになります。 点検・評価の対象となります事業につきましては、2期計画に記載がある「就学前の教育・保育」の2事業と、それから「地域子ども・子育て支援事業」の13事業ということになります。 方法につきましては、昨年度と同様に、まずは計画上の数値と令和6年度の実績値との比較を行い、計画と実績に著しく差があるなど乖離がある場合には、その理由の分析と今後どのように対応していくか必要な措置について考え方を示いたします。 それらを踏まえまして、今後の見通しと対応の方向性等について示し、令和6年度分について点検・評価を総括いたします。点検・評価の帳票につきましては、資料5の裏面に昨年度使用した帳票を参考として掲載しています。 スケジュールにつきましては、先ほど全体のスケジュールの中でも少しお伝えしたところですが、本日の会議で進め方についてご了承いただいた後、この帳票の作成・分析等をしまして、11月に行います子ども・子育て会議におきまして点検・評価の令和6年度分についてのご説明をさせていただきます、またご意見をお聞きしたいと思っております。 そのご意見を踏まえまして必要な修正等を加えて確定し、ホームページ上で公表していくという流れになってございます。 私からは以上でございます。
大山会長	例年実施しております子ども・子育て支援事業計画の進捗状況に係る点検・評価の方法等についての説明でした。

	点検・評価の方法についてご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。 初めて参加された委員の方は、そもそも何を質問したらいいのだろうというところかなと思います。以前から２期目の委員の方に何か、この辺はどうなのだろうということがあれば、遠慮なくご質問、ご意見等いただければと思います。
山本委員	１期目でちょっと分からなかったので、流れみたいなものを伺いできればと思います。 そもそもですが、前期からの流れを汲んでの今回の議題という認識で合っていますか。
大山会長	事務局からその辺りの全体の流れ的な話も含めて少し補足で説明をお願いできますか。
子ども政策担当課長	前期からの流れを汲んでということですが、この点検・評価というのは毎年度実施するという国の方で決められているものでございます。それで昨年度はどうだったということで毎年点検をしていくことになっています。
山本委員	毎年必ずやることなのですね、理解しました。ありがとうございます。
大山会長	よろしいですか。特になさそうですね。 そうしましたら、この点検・評価に関しては例年どおりという形で進めていただければと思います。よろしくをお願いします。 それでは議題２「子ども・子育て支援事業計画の進捗状況（令和６年度分）に係る点検・評価の方法等について」は、了承したいと思います。ありがとうございました。 次に、３つ目の議題についてお願いしたいと思います。今回この議題３につきましては、「杉並区子どもの権利に関する条例」の説明についても併せて行っていただいたほうがよろしいかと思います。報告事項１「杉並区子どもの権利に関する条例の施行について」と併せて説明をお願いできますでしょうか。
子ども政策担当課長	承知いたしました。それでは、報告１と議題３について併せてご説明をさせていただきますと思います。 資料６－１と資料６－２をご用意いただけますでしょうか。 杉並区子どもの権利に関する条例については、かねてから委員の方にはこの会議の中でも経過等をお伝えしてきたところですが、今回は委員の方の改選もございましたので、改めて簡単にご説明させていただければと思います。 資料６－２のオレンジ色のリーフレットをお開きいただきますと、左側のページに条例の制定の経緯がございます。国においては、令和５年度に子どもの権利保障の推進に向けた検討を開始しまして、一般区民の方や学識経験者、学校長などによる子どもの権利擁護に関する審議会を設置するとともに区立学校の意見交換会ですとか、子どもワークショップといった、子どもから意見を聞く取組などを行ってまいりました。 そうした意見を踏まえて子どもが権利の主体として尊重され、安心して暮らすことが地域社会を実現することを目的に条例を制定することにしたものです。 条例では、この目的を実現するために児童の権利に関する条約や子ども基本法の精神にのっとり、子どもの権利の保障に関する基本理念を定め、子どもに関わる大人の役割や子どもの権利の保障に関する施策の基

	本となる事項を定めています。 右側のページから具体的な内容についてご紹介させていただければと思います。区の条例では、子どもの権利条例における一般原則、この資料の右上に書いてありますが、差別的扱いを受けない、それから最善の利益の考慮、健やかな成長、意見の尊重、こういった趣旨を子どもの権利に関する基本的な考え方、基本理念として定めた上でリーフレットに記載のある6つの権利を子どもにとって特に大切な権利として示してございます。 裏面を御覧いただきますと、区が行う取組としまして、子どもの権利の普及啓発や子どもの意見表明等、それから子どもの権利の保障に関する施策についての計画及び検証、子どもの権利に関する相談体制の整備を行うこととしています。 区では今後、この条例を根拠にこうした子どもの権利の保障に取り組んでまいることになります。 また、子どもの権利相談・救済の仕組みとして、子どもや保護者等から相談を受け、必要な助言や支援を行うほか、子どもの権利侵害が疑われる場合には調査関係者間の調整、権利侵害に対する改善の要請などを行う杉並区子どもの権利救済委員を条例に基づき新たに設置することとしています。こちらの窓口は9月1日から開設する予定でございます。 条例の内容の詳細については、資料7-1「子ども家庭計画」の110ページから資料として条例の全文を掲載しておりますので、お時間があるときにぜひこのリーフレットと併せて御覧いただければ幸いです。 ここまで条例についてお話をしてきたところですが、引き続き「子どもの権利の保障に関する施策の実施状況にかかる検証等について」をご説明させていただければと思います。 そうしましたら、資料6-1を御覧いただければと思います。 ただいまお話ししたとおり、条例において子どもの権利の保障に関する施策についての計画を策定し、施策の実施状況について検証して改善を図るとされたところです。このため、今回改定した「杉並区子ども家庭計画」では子どもの権利の保障に関する施策についての計画を包含いたしました。 計画の策定及び検証に当たっては、子ども及び杉並区子ども・子育て会議の意見を聞かなくてはならないとされています。このことに伴いまして、今後施策の実施状況について、皆様に意見を伺いながら検証を行って改善していくこととなります。このため、今回は検証の方法についてご説明をして、ご意見を伺いたいと思っております。 まず、1の「検証及び改善」でございますが、子どもの権利の保障に関する施策について、条例第3条に定める基本理念、先ほど申し上げたところですけれども、この基本理念の観点から検証を行い、改善を図ります。検証に当たっては子ども及び子ども・子育て会議から意見を聴取します。 次に(1)「子ども・子育て会議における意見聴取」については、条例第12条から第18条までに定める施策に該当する主な取組について、その実績を取りまとめて子ども・子育て会議において意見を聴取します。 具体的には右の図を御覧いただきますと、条例第12条から第18条までに定める子どもの権利の保障に関する施策に該当する子ども家庭計画の中の主な取組について、区で基本理念の観点から実績を取りまとめて子ども・子育て会議において意見を聴取するといったイメージでございます。
--	--

	この会議において皆様からご意見を伺うとともに、子どもからもワークショップ等で意見を聞きながら検証を行い、必要な改善を行ってまいります。 最後に2の「今後のスケジュール」についてですが、令和7年度の施策の実施状況について令和8年度に意見聴取の上、検証を行ってまいります。また、検証方法等については、必要に応じて見直しを行いたいと考えておりますので、こちらについても今後意見を頂ければと思っております。 私からの説明は以上でございます。
大山会長	ありがとうございます。 それでは、皆様からのご質問、ご意見等があれば挙手をお願いいたします。
小林委員	ちょっとお聞きしたいのですが、国の「こども基本法」に明記されている基本理念のうち、2つの重要な文言が杉並区の条例から削除されているのです。 1つは「年齢及び発達の程度に応じて」という文言が削除されています。2つ目は「子どもの養育の一義的責任が父母その他保護者にある」という文言が削除されているのです。これをなぜ削除したのか。
大山会長	事務局から説明をお願いいたします。
子ども政策担当課長	ご質問ありがとうございます。 この点については議会の中でもご質問を頂いていたところでございます。削除をしたという意図ではございませんで、条例の中で、ほかのところで読めるものは重複を避けるということで記載をしていないということでございます。考え方としましては、子どもの権利条約と同じ考え方、それから子ども基本法と同じ考え方でございます。
小林委員	令和2年に西荻窪で都市計画道路反対のデモがありました。そこで小学校低学年の子どもやベビーカーに乗せられた未就学児がプラカードを持たされてデモをしていたのです。これはちょっと納得できないのです。「年齢及び発達の程度に応じて」という限定がなければこうした幼い子どもを利用した大人の意見も子どもの権利条約に基づき尊重しようという主張が通ってしまいます。だからこれは全然納得できないことなのだと思います。いかがでしょうか。
大山会長	事務局から説明をお願いいたします。
子ども政策担当課長	そこは年齢に応じてというお話だったのですが、まず、そのプラカードを持っている子どもが、自分の意思かどうかということは、私たちが確認できるものではございませんので、ご質問の趣旨としては小さい子が自分の意思に反して持たされているということだと思えるのですが、その子どもがどう思っているのかということが分からない中で、こういった対応をすべきかについてのお答えは難しい質問なのかなと思っております。 その中で、もし子どもが本当は持ちたくないのだという明確な意思を持っているにもかかわらず持たされているということがあれば、それは、親御さんは持たせるべきではないと考えますし、そういったところでも子どもの意見を聞く姿勢が大事になってくるのかなと思っております。
小林委員	それは子どもの権利を無視した親のあれだと思います。普通、皆さんに聞いていただいても、常識的に未就学児がプラカードを持って反対とか、そんなことをするとは思わないですよ。皆さん、どうでしょうか。

山本委員	今、小林委員がおっしゃった年齢発達における扱いであることと、第一義責任は保護者にあることが読み取れるから削除したというか、ここに載せないということですが、どこで読み取れるのですか。 それが1つと、あと、今おっしゃった回答の中では、そのプラカードを持たせたのは保護者の責任であるというような聞き取り方を私はできたのですが、それがまさに抜けている以上、今の回答は成り立つのか。むしろ根拠が弱くなっているのではないかと気になってしまったのですが、どうですか。
大山会長	事務局からご回答をお願いします。
子ども家庭部長	子ども家庭部長からお答えさせていただきます。 まず、小林委員が言った「年齢、発達の程度に応じて」ということと、「一義的責任」というところを意図的に抜いたのではないかとございましたが、意図的に抜いていません。 区では、子どもの権利擁護に関する審議会という公募区民、学識経験者、様々な子ども分野に関わる関係者を含めた検討会議、これは附属機関という形で、この子ども・子育て会議と同様の会議体として、約1年を通して検討してまいりました。 併せて、子どもワークショップという形で小学校4年生以上の方を対象に、シーズン1からシーズン3、シーズン4と様々な子どもの意見をワークショップやアンケートという形や、ほかにも、特別支援学校等に直接出向きまして、子どもの意見聴取もしてまいりました。 そして、審議会の中での大人の意見を子どもに、聞いてもらったり、子どもからの意見も、審議会に伝えてきました。 こうした取組を通した結果、審議会から答申を頂き、この答申の内容を踏まえて、条例を定めたところです。 話が長くなりましたが、国の「こども基本法」が言っている「年齢、発達の程度に応じて」と、保護者の「一義的責任」がないということについては、議会でも質問されたところですが、条例では、第1条に、児童の権利に関する条約、これがいわゆる子どもの権利条約ですが、資料7の110ページに条例がございます。 この1条に条例の目的を定めています。この中で「児童の権利に関する条約、こども基本法及び東京都こども基本条例の精神にのっとり」と定め、「法や条例の精神にのっとり」という文言に、法で定められてる「年齢、発達の程度に応じて」ということと保護者の「第一義的責任」は包含しているということを考えています。 この子どもの権利条例は、それぞれの子どもの権利を改めて、新しく定めているというものではありません。 リーフレットにもありますが、子どもの権利条約で定められて国が批准している子どもの権利を、子ども等や、審議会の意見を踏まえて分かりやすく子どもの権利として確認的な意味で定め、しっかり区として保障していこうとするものです。 この条例で一番大事なところは、時の政治状態、体制によって、子どもの権利の保障に関する施策をやる、やらない、ということがないようにすることです。 条例に、子ども施策に関する計画をつくり、その上で子どもや、子ども・子育て会議の意見をちゃんと聞く。また、相談体制をしっかりとつくる、ということを含め、ルール化したものです。 「年齢、発達の程度に応じた」という点も、「こども基本法の精神にの

	っとり」というところで対応していくつもりでございますし、先ほど保護者が子どもの権利をないがしろにしているのではないかというお話がありました。そういう事例があった場合であれば、子どもの権利救済委員、という弁護士等で構成する第三者委員会があります。 子どもに関して心配、ご懸念がある場合は、ご相談ください。子ども目線で子どもに寄り添って、子どもの権利の侵害に当たるかどうか、第三者の委員が相談に応じさせていただきます。
小林委員	私は学識経験者でも何でもないのですけれども、児童館へ行ったり、保育園・幼稚園の子どもたちとすごく触れあっているのです。その子どもたちがこういう縛りでいいのかどうかということにすごく疑問があるのです。
子ども家庭部長	ありがとうございます。委員は、本当に児童館を含めて様々な子ども分野の事業を実際に関わり、「子どものために」という視点にたっておられることは、私も存じ上げております。 子どもの権利ということ自体が、十分に理解、認知されていない状況の中で、この場もその一つですが、理解を深めるためのいい機会を頂いていると考えております。 子どもの権利がどのようなものか、親が「子どものためだ」と言っていることが本当に子どものためになっているのか、子どもの最善につながっているのかどうかということも、改めて考えるきっかけになればと思います。 そして、ご懸念や心配があった場合は、ご意見をお寄せいただき、区の考え方を伝え、一緒に考える中で、杉並の子どもたちが健やかに成長できる社会づくりにつなげていきたいと考えております。
小林委員	ありがとうございます。もっと勉強します。
大山委員	この件に関してほかに何かご質問がある委員がいれば、お願いします。
四童子委員	先ほど小林委員から西荻窪で子どもがプラカードを持ってという話がありました。私は実際にその近隣に住んでおりまして、その場面も目撃しております。小林委員がどういう思いでこういう発言をこの場でしたのかを私なりに感じたことをお伝えさせていただきます。 そのお子さんが持っていたのは、「何々政治を許さない」という特定の政治的メッセージを含む、非常に目立つプラカードで、保護者が持たせていました。私は保護者がどのような政治的信条を持っていたとしても構わないと思いますが、小学校低学年程度と思われるお子さんが、このようなメッセージを掲げて練り歩くことについては、発達段階や意思形成の面から慎重さが必要だと感じました。地域の住民としても違和感を持ったところであり、まさに第一義的には保護者が責任を持って子どもを導くのでありましようけれども、その地域の目としても慎重に考えるべき事例ではないかということをおっしゃらなかったのではないかと私のほうから補足させていただきます。
大山会長	今のは答えを求めているというよりは意見表明ということでよいですか。
四童子委員	そうです。補足説明です。
大山会長	事務局は受け止めていただければと思います。これに直接関係する質問はここまででよろしいですか。 では、佐藤委員、お願いいたします。
佐藤委員	ありがとうございます。若干今のところにも関係するのですけれども、親自身も子どもとの関わりとか、子ども権利条例についての知識だった

	りとかをアップデートしていく必要があると思うのですが、このリーフレットの③で、権利をもっと知ってもらいたいというところで、お子さんに向けての学校での授業とか、お仕事でお子さんと関わりがある方に対しての研修は実施されるのかなと思いました。一番近くにいる親への周知もかなり大事になってくるのではないかと思います。今子どもを育てている身としても、仕事をしながら育児をしながら、新しくこの条例に関して自ら知っていこうというのはなかなか難しいかなと思うのですが、その辺りの周知とかのお考えをお聞かせいただければと思います。
大山会長	では、事務局から回答をお願いします。
子ども政策担当課長	こちらのリーフレットの例示は、子どもや職員向けのものになっているのですが、区で今までやってきている取組として、子どもの権利についての周知として、クイズに答えてカプセルトイをまわしてもらうなどのイベントをやったりしており、そうした取組は今後も続けていきたいと思っています。 そのほかに学校に通っているお子さんのお母様等を対象に、全ての学校が今やっているわけではないのですが、例えば道徳公開講座とか、そういったところで権利についてのお話をする機会を頂くなどのことも、学校によってはお話しをいただいているところです。 できるだけいろいろな方に権利については知っていただきたいと思っていますので、ぜひこういったところでこんな出張講座をしてほしいみたいなことがありましたら、お声がけいただければ、いろいろと考えてまいりたいと思います。どうもありがとうございます。
佐藤委員	ありがとうございます。親としても、その道徳の授業でやっていただけると、かなり分かりやすく理解できるのかなと思いました。 若干ずれてしまうのですが、親御さんへの周知のところで、こういうお知らせみたいなものを、例えば小学校だったら、アプリでお知らせとかチラシをよく頂くのですが、結構お知らせやチラシが見つらくて、見逃してしまうので、こういった特に重要な事項は紙で頂けるとありがたいなと思います。ありがとうございます。
子ども政策担当課長	普及啓発については、紙でも捨てられてしまうといったお話も伺っていきまして、普及啓発のためのグッズなどをいろいろ工夫して、できるだけ目に留まるものを作っていきたいと思っています。
大山会長	では、ほかの委員の方から、いかがですか。
正村委員	資料6－1の検証についてですが、こちらの左側にカテゴリーとして権利条例の条文ごとにカテゴライズして、それに対する実績等を取りまとめます、と書いてあるのですが、実際の家庭計画はこのカテゴリーになっていないように見受けられます。要は何をどうこれと対応して検証するのですかというのが資料上でよく分からなかったのですが、その対応みたいなものはどのように整理されているのか教えてください。
大山会長	では、事務局から回答をお願いします。
子ども政策担当課長	実は、主な取組ということで子ども家庭計画に取組として出ているものは全て数え上げると144項目ございます。これを全部カテゴライズすると、少々精査をしなければいけないということがございました。なので、ここには主な取組の例ということで例示を少しだけ載せているのですが、特に子ども等に対する支援等のところはすごくたくさん取組が当てはまってしまうというのがあります。なので、そう

	いったものについて少し精査をして主な取組として取り上げるものをこちらでピックアップしながらまとめていきたいと考えているところです。
大山会長	何か追加の質問があればお願いします。
正村委員	その結果につきましては、次回以降のこちらの会議でご報告いただけるということでよろしいですか。
子ども政策担当課長	そのようにさせていただきます。 次回というと、11月のイメージになってしまうかと思いますが。
正村委員	次回以降ということで。
子ども政策担当課長	次回以降ということでお示しできればと思います。
大山会長	ほかの委員の方から。お願いします。
東郷委員	佐藤委員のお話に戻ってしまうのですが、意見ではなく、情報共有です。 先ほどのリーフレットのところですが、私たち保育園職員は就学前の子どもたちをお預かりしておりますので、この条例の学びを深めるということで、ちょうど来週、部課長懇談というものを計画しています。公私立の園長先生方が集まって保育園現場の課題とか子どもの権利はどういうところを大事にしようかという、懇談する機会があります。日々私たちもきちんと理解して学んでいかなければならないという思いで取り組んでおります。 実際に現場の保育士たちに「子どもの権利ってどう？」という質問を投げかけますと、堅くて難しいといいますが、素直な話が聞けたのですが、職員たちは子ども主体の保育を大事にしてくれていると感じています。主体的な保育というのは、相手を尊重することと認識しておりますが、職員同士も尊重し合って、子どもも尊重するところを基本にすれば子どもの権利というのはそう難しくはないという話を先日したところです。 来週の懇談はそういった学びが深められるのではないかと期待しています。 意見ではなく、情報共有でした。
大山会長	事務局から補足なりコメントがあれば。
子ども家庭部長	今、区では、各会議等に出向き、リーフレット等を用いて子どもの権利条例や、子どもの権利とは何かを周知する取組を始めています。 内容について細かく説明することも大事ですが、まずは、子どもの権利とは何なのか、を話しています。 また、子どもの権利、権利と言うと、子どもがわがままになるという話もいただく中で、なぜ、子どもの権利を大事にしなければならないのか、大切なところを伝える努力をさせていただいています。 その一貫として、今ご紹介いただきましたが、来週、私と保育課長と保育施設担当課長が、子どもの権利について意見交換させていただき、子どもの権利について理解を深めていこうと思っています。 民生児童委員の会議体等にも出張して説明させていただきました。 このほか、職員も子どもの権利について知らなければならないと、4月の新規採用職員向けに、子どもの権利など人権についての理解を深める取組や児童館職員など現場職員も理解を深める必要があるということから、子どもの権利救済委員が児童館に対して研修も実施しました。

	また、各団体に周知を図るとともに、教育委員会と協力して子どもの権利の啓発に取り組み、子どもの権利について理解を深め、子どもが安心して暮らすことができる社会をつくっていききたいと思います。
大山会長	よろしいでしょうか。ほかの委員の皆さんから、いかがでしょうか。
四童子委員	今いろいろと子どもの権利に関してお話を頂きまして少し理解が深まったような気がしております。そういった中で、私たちの子どもたちは障害があります。特に知的障害を持っている子どもたちがおります。その子どもたちを大人とのコミュニケーションが難しい場合や、危険を回避するために身体的な介助や身体制御を行う必要が生じることがあります。命が危険にさらされる場合、そういったときに子どもの命を守るために子どもの身体制御を行う場合もあり、そういった背景を知らない方が見た場合、「虐待ではないか」という話がよく起こるのです。「あの親は虐待しているぞ」といううわさが地域で立つ場合があったりします。そういったことに障害児の親は心を痛めているのです。 つまり「年齢や発達によって」という東京都が書いている文はそういうことも示していたりとか、立場によってこれは該当するのか、しないのかということもあるかと思います。そういったときに子どもの命をまず第一に考えているのは誰なのかという、親なのだということをやはり分かっていたきたい。こういう施策や条例を進めるときには特定の立場の方が取り残されることのないように、ぜひ慎重に進めていただきたいというお願いです。
大山会長	事務局から何かご説明があればお願いいたします。
子ども政策担当課長	ありがとうございます。今おっしゃったことは本当にそのとおりで思っておりまして、条例のほうはどうしても重複を避けるとか文章の作り方みたいなものがありまして、ああいう形になってございますけれども、今日配っているリーフレット（資料6-2）の中では、基本的な考え方のグリーンのところ、4つ目の丸のところ「あらゆる場面で、年齢及び発達の程度に応じて」ということを入れさせていただいています。
四童子委員	それはどこですか。
子ども政策担当課長	こちらのリーフレットの濃いグリーンの4つ目の丸ポチです。条例についてのパンフレットとかをこれからも作っていきたくて考えているのですけれども、そういった中ではこういった言葉をしっかりと盛り込んで、ちゃんと皆さんに理解していただけるように作ってまいりたいと思っております。
四童子委員	ありがとうございます。いろいろところで意見を聞いていただけるということだったので、ぜひ特別支援学校と特別支援教室で働いていらっしゃる先生のお話をぜひ聞いていただきたいです。まさにこの条例と実際の教育の現場で何が起きているのかというのはさまで苦しんでいらっしゃる方が必ずいらっしゃると思います。ぜひそういう方々の声も聞いていただきたいと思っております。よろしくお願いします。
大山会長	何か説明はよろしいですか。では、受け止めのほうをお願いします。ほかの委員の方、ぜひお願いいたします。よろしいでしょうか。小林委員、お願いします。
小林委員	ちょっとそれるかもしれませんが、私が関係している小学校に大阪から子どもが転校してきました。その子どもは校長先生に握手とかハグを求めたら「できません」と言われたのです。東京都はそれが実際にできないのです。大阪はそれをするらしいのです。幼稚園とか保育園は多分ハグしたり何かできると思うのですけれども、児童館の館長も子ども

	たちとハグしたりできないのです。すごく矛盾しているのです。 私が児童館に行くと、子どもたちが飛んで来て、僕の名前を言ってみんな飛んで来てくれてハグしたりするのです。館長さんはそれができないのです。すごく矛盾していると思うのです。 今、私は三谷小学校と桃一小学校と井荻小学校、それから井草中学校と荻窪中学を見ているのですけれども、校長先生は一切子どもたちと握手もできないというのです。そういう社会になってしまっているのです。どうしてそうなってしまったのか。 僕らが子どもの頃は校長先生ともハグしたり、いろいろしたのですけれども、先生たちは子どもの対応にすごくびびっているのです。特に5～6年生の女の子には大変気を遣うということです。1～2年生ならまだいいのですけれども。僕の家にも、集団登校ではないですけれども、毎日10人ぐらいの子どもが集まってくれて拍手したり抱きついたりしているのです。それを僕は問題ないだろうと思ってやっているのですけれども、そういうスキンシップができなくて、非常に学校の先生たち、児童館の館長さん、職員の方、非常にかわいそうだと思います。その辺は東京都と大阪とは違うのですか。
大山会長	事務局から回答、説明をお願いします。
子ども家庭部長	全てについてお答えできる立場にあるわけではありませんが、まず子どもの最善の利益ということを考えたときに、それが本当にできるかどうか。今までスキンシップが大事だとされてきた背景がある一方で、現在社会状況も勘案しなければならないと思います。 ご指摘のことも大事である反面、杉並でもそうですけれども、児童虐待件数が増えているとか、子どもの性暴力という言葉が、最近、世間をにぎわしています。こういったことにつながり得る出来事が起きているというのが今でございます。 何気ない身体接触からエスカレートして、どこが線引きなのかということが分からなくなり、そういう事例に発展することも現実にあると思われます。 東京都の教育委員会などがルールを定めているかもしれません。 区におきましても、各施設等において、子どもとの接し方を、気をつけています。 私物のスマホ等を持っていると盗撮しているのではないかなど、子どもを守っている児童館の職員自体が、疑いをかけられることもある。 そうしたことによって信頼関係が崩れたり、その事案の対応に追われ、子どもに関わる時間が、失われることもあると思います。 一義的にルールとして、どのようになっているか、申し上げにくいのですが、今の社会の状況の中で、申し上げたような対応をしているところだと思います。 それが本当にベストなのかどうかは、問題提起をしていただく中で、一緒に考えていく内容だと思います。 私は、昭和生まれですけれども、昭和の考え方のままで今の時代が対応できるかという、そうではないなと感じています。 子どもの権利条例の制定に向けて、学識経験者や子どもと接している現場職員から、話を聞くと、現場の悩みというのが聞こえてきます。 障害分野だけではなく、保育や児童青少年分野でも子どもとの接し方について考えよう、気をつけようと話が出ています。 子どもの最善の利益を考え、あわせて、保護者の考えも意識し、職員と

	して、自分の身を守りつつ、取り組んでいるところです。引き続き、問題提起をしていただきながら、意見交換できればと思いました。
小林委員	了解です。
大山会長	よろしいでしょうか。ほかの委員の方からはよろしいでしょうか。
山本委員	今の話でいうと、東京都のルールは東京都のルールであるという話と、杉並区ではそういうルール、例えば学校長であつたりとか児童館長であつたりが、例えば保育所であれば、園長が直接保育を、人数に入れてはいけないという意味ですけれども、基本的には保育に入るべきではないという考え方があつたりしますよね。そちらの延長で管理者が直接そういうことをしてはいけないという考え方であるのか、それが児童館だったり小学校でも同じような形で適用されているのか。 あと、今お伺いしている中で気になったというか、こういうことがあるのだなと、私は小学校を見ていないので思ったのですけれども、今の話を聞いていると、性的な何か虐待に当たる場合があるというようなニュアンスで受け取れたのですけれども、そういったことが理由で学校長であつたり児童館の管理者であつたりはスキンシップをするべきではないという考え方が杉並区にあつたりするのでしょうか。そういうルールみたいなものがあつたりするのですか。
学童クラブ整備担当課長	学校のことは学校のことになるので、児童館と学童クラブのことでお話をさせていただきます。 いわゆるかっちりとしたルールがあるのかということ言えば、そこはルールはないということになります。 現場のほうもこの状況は非常に悩ましいというような状況で、実際に子どもたちが抱きついてきたりとか、委員がおっしゃったようなハグをしてくる場面はその子どもの状況により様々です。例えば「つまらないな」とか「ちょっと甘えたいな」とか「家庭で嫌なことがあって、それを発散したいな」という思いがあって、そういう行動に出る場面がまああるかなと思います。 ただ、一方でそれをそのまま受け入れてしまうと、先ほど子ども家庭部長が申し上げたとおり、究極的にはそういう性虐待につながるような行為を防がなくてははいけないと。また、第三者の親御さんの目からその場面を見て「それは不適切なのではないか」というところがあります。こういったことで、いわゆる子どもとの適切な距離の取り方については非常に現場も今苦慮しているところでございます。そういった状況がありまして、児童館、学童クラブで言いますと、そういう関わり方の研修をしていると、今年度から始めたということがございます。 その中で、そういった子どもからそういったアプローチがあつたら、いきなり拒絶するのではなくて、まずそういった思いがあって来ているのだなということはいさしかり受け止める。ただ、そのまま身体接触をすんなりと受け入れるということではなくて、しっかり思いを聞いて例えば個別に遊んであげるとか、そういった形で別の形でそういった思いを発散させるようにということで今後対応を専門家の方に研修していただいております。ルールとしては定めがないのですが、そういった形で対話しています。一般的には過度な身体接触は避けなくてははいけないというのは、恐らく全国一律で今そういう考え方になっていると思います。
山本委員	どうもありがとうございました。
大山会長	よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。

	ご発言ありがとうございました。来年度以降、といった区取組について皆様にまた改めて意見を求めていく機会もあるかと思ひます。よろしくお願ひいたします。 それでは議題3「子どもの権利の保障に関する施策の実施状況にかかる検証等について」は了承としたいと思ひます。ありがとうございました。 次に2つ目の報告事項について説明をお願ひいたします。
子ども政策担当課長	報告事項の2『杉並区子ども家庭計画』改定及びパブリックコメントの結果報告について」ご報告させていただきます。こちらは資料7-1から7-3でございます。 昨年度委員の皆様からのご意見を頂きながら進めてきた「子ども家庭計画」についてでございますが、上位計画である総合計画・実行計画との整合を図りながら区子ども・子育て施策を展開していくための基本的な方向性と取組を示す計画としまして区民の皆様から意見提出手続においてご意見を頂き、必要な修正を行った上で決定いたしました。 本年の3月15日から4月14日までの間に行った意見提出手続（パブリックコメント）では計9件、延べ18項目に対してご意見を頂きました。資料7-2に頂いた全てのご意見と区の考え方を載せております。 主な意見としましては、児童虐待防止のために安全な場所に避難できるようにするなど、子どもを守る取組を強化してほしいとか、保育士が働きたいと思えるような待遇改善や金銭的な支援をしてほしいといった内容でございましたので、直接計画内容に係る修正というものはございませんでした。 そのほかに意見によらない修正としまして、資料7-3のとおり、子どもの権利に関する条例を制定したことや、子どもの居場所づくり基本方針を策定したことで「仮称」といった文言が入っていたものが取れるなどの修正を行うなどのことで14か所について修正を行ったところでございます。 パブリックコメントで頂いたご意見や区の考え方につきましては、区の公式ホームページでも7月1日から公表しています。 決定した計画については、ご説明をすると今日は時間が足りなくなってしまうので、本日は割愛をさせていただければと思ひます。本計画の位置づけや内容については、また時間があるときに御覧いただければ幸いです。 簡単でございますが、私からは以上でございます。
大山会長	それでは皆様からのご質問、ご意見等があれば挙手をお願ひいたします。よろしいでしょうか。 この件については特に質問がないということで進めさせていただきます。 それでは次の報告事項に移ります。 次に3つ目の報告事項について説明をお願ひいたします。
子ども政策担当課長	引き続き、私からご説明させていただきます。 報告事項3点目「杉並区子どもと家族の生活リーフレットについて」でございます。 こちらは区で令和5年度に子どもと子育て家庭の実態調査というものを実施したところですが、国で令和6年9月に子どもの貧困対策の推進に関する法律を改定して施行したということがございます。この改正で法律の名称が「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に

	改められたりとか、目的や基本理念の充実が盛り込まれたということがございました。 こういった国の動きを踏まえまして、子どもの貧困について広く区民の方に啓発を行うためにこちらのリーフレットを作成して、今年の3月に区民事務所とか地域区民センターとかスポーツ施設、図書館、児童館などの施設で配布させていただいたところです。 子どもの貧困については、自分が貧困の状態にあることの自覚をなかなか持ちにくいということですか、周囲の目を気にしてなかなか支援を求めにくいとか、そういった理由から現状が見えにくいと言われております。このリーフレットでは、そういった子どもと子育て家庭のことが少し見えるようにということで実態調査の結果などをご紹介します内容としていただいております。 お忙しいところ、恐縮ですけれども、時間があるときに御覧いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします 私からの説明は以上でございます。
大山会長	それでは、皆様からのご質問、ご意見等があれば挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。 それでは次の報告事項に移ります。 最後の4つ目の報告事項について説明をお願いいたします。
子ども家庭部 管理課長	私からは「杉並区ひとり親家庭の実態調査について」の報告でございます。資料9を御覧ください。 区ではひとり親家庭の生活実態を5年ごとに調査する「ひとり親家庭実態調査」を今年度実施いたします。それについてのご説明をいたします。 まず1「調査の目的」になりますが、区では現在ひとり親家庭を支える事業として手当、医療費の助成に加え、相談、就労、子育て支援事業を行ってございます。こうした中で今後のひとり親家庭への支援施策の充実に向けた基礎資料とするため、ひとり親家庭の現状・課題・ニーズ等の把握を目的に調査を実施いたします。 2「調査概要」でございます。 まず(1)「調査対象世帯」は、令和7年8月1日時点で世帯主と20歳未満の子のみのひとり親家庭世帯から無作為に抽出した2,000世帯になります。 (2)「調査方法」になりますが、調査票は郵送でお送りさせていただきます。なお、回答はインターネットまたは郵送で可能となっております。 (3)「調査項目」でございます。次の6分野について調査を行ってまいります。 1番「世帯の基本状況（世帯構成、就学、就労状況等）」です。 2番「住居（持ち家や賃貸住宅等の状況、住居の間取り等）」。 3番「養育費・親子交流（面会）（養育費の取り決め状況、親子交流の頻度等）」。 4番「就労及び経済状況（雇用形態、世帯の手取り総収入等）」。 5番「日常生活について（病気の時の子どもの世話の状況、子どもと過ごす時間等）」。 6番「相談や支援のあり方について（悩みや困りごとの内容、相談状況等）」。 なお、今回の調査におきましては、民法等の一部改正により、父母の離婚等の直面する子の利益を確保するため、親権、養育費等に関する民法等

	の規定が見直されたことを踏まえまして、法改正の内容に関する設問等を追加いたします。 3「今後のスケジュール（予定）」でございますが、8月に調査対象世帯へ調査票を郵送いたします。9月に調査票を回収し、10月には調査内容の集計・分析を行います。11月には委託事業者から報告書の納品を受けます。12月には区の公式ホームページ等で公表してまいります。 私からの説明は以上でございます。
大山会長	それでは皆様、ご質問、ご質問等があれば挙手をお願いいたします。 佐藤委員、お願いします。
佐藤委員	お話しいただき、ありがとうございます。ちょうど今の「ひとり親家庭実態調査」が行われるということなので、杉並区の最新の实態はまた今年年末あたりに分かるのかなと思うのですけれども、今、日本全体でもひとり親の貧困、特に母子家庭の貧困が社会課題になっているかなと思っております。母子家庭の約半分が相対的貧困家庭ということで、こちらの1個前の子どもの家庭の生活の調査のほうもお子さんの生活とかの貧困のデータもあるかなと思うのですけれども、その中でもひとり親家庭の割合が大きいかなと思っております。 今も養育費とかいろいろな取組をしていただいているのですけれども、養育費の取決めの部分で、未払いになったときの助成事業があるかと思うのですが、実態としては民間の保証会社に入らなければ未払いの部分の助成が今はないのかなと思うのです。まだ23区では導入されていないのですけれども、明石市と最近さいたま市でも養育費の立替え払いの制度が導入されておりまして、その辺り詳しく別の機会でも共有できればと思います。その辺りの立替え払いとか、よりひとり親の方が使いやすい制度に変わっていくという予定は今のところありますか。
子ども家庭部 管理課長	ありがとうございます。今、区では養育費の確保支援事業を実施しております。今お話がありました立替えという形ではありませんが、保証会社との契約の助成をしていくものです。ひとり親の方が民間保証会社の養育費保証契約を締結する際に必要な費用とか、あと保証契約締結に当たっての公正証書を作成した場合にかかった費用を助成しているといったことを実施しています。引き続きそういった事業があることは周知していきたいと思っております。
佐藤委員	ありがとうございます。ひとり親の身としては、その保証会社への支払いが出てきそうところがあるかなと思うので、本来は子どもの権利で養育費は子どもの権利かなと思うのですけれども、そこに対してというか、出費が出てしまうところはいかがかなと思っております。できればその立替え事業のほう、よりひとり親の方も使いやすいのかなとは思いますが、その辺りのご意見を頂きたいです。
子ども家庭部 管理課長	来年の5月までに共同親権制度等が、法律化されるというお話がございます。そういった中で養育費の支払いというルールも明確化されていく予定にあり、例えば公正証書とか調停証書、といった債務名義がなくとも父親と母親が署名で交わした、簡単な書面でも支払いについては保証されるという制度も始まってまいります。我々もそういったことは周知していきたいと思っています。
佐藤委員	ありがとうございます。取決めがないと、多分未払いの請求ができないという状況だと思いますけれども、現状未払いになったときの強制執行というところはかなり手続が煩雑で、子どもを一人で育てながら裁判所に行ったり資料をそろえたりというところもかなり負担になっていると

	思うので、その辺りは来年施行される法律でどうなっていくかなというところもあると思うのですけれども、引き続き意見交換とかをさせていただきますと幸いです。ありがとうございます。
大山会長	ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 議事については以上となります。 事務局からその他連絡事項等があればお願いいたします。
子ども政策担当課長	そうしましたら私から2点ご案内させていただきます。 まず1点目、次回の会議についてでございますが、先ほどスケジュールのところで申し上げましたとおり、11月頃を予定してございます。日程につきましては後日改めて委員の皆様にご予定を確認させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。 もう1点ですが、本日資料番号がついていないリーフレットで、子どもの権利相談・救済窓口のイベントのチラシを皆様にお配りしてございます。先ほど条例についてご説明を申し上げた際に、こういった子どもの権利相談・救済の窓口が9月1日に開設されるということでお伝えしたところですが、開設に先駆けまして、7月15日から8月31日までの期間で相談方法の体験や窓口の認知向上ができるような開設前のイベントを開催してございます。イベントのチラシを区内の各施設にも送付して周知をしているところですので、もし機会がございましたら、皆様からも子どもたちへの周知のご協力をお願いできればと思います。 また、このイベントは特に子どもに限らず、誰でも参加できますので、もしよろしければ委員の皆様もご参加いただいていろいろな方法を試してみただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。 私からは以上です。
大山会長	円滑な進行にご協力いただき、感謝申し上げます。皆様、お疲れさまでした。 それでは、これをもちまして、第1回子ども・子育て会議を終了いたします。お疲れさまでした。